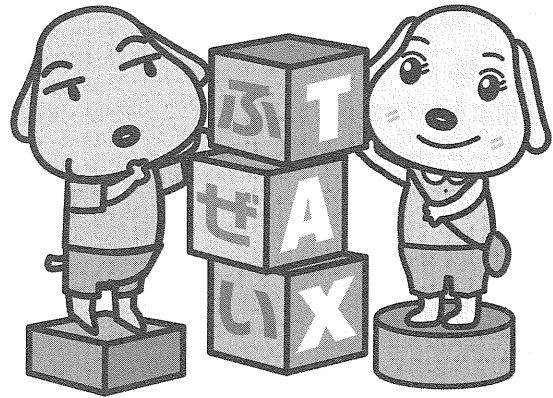


自動車税 自動車取得税

自動車税



■納める人

自動車の使用の本拠を府内に登録している自動車を所有している人が納めます。

自動車の売買において、売主がその所有権を留保しているとき（割賦販売の場合）は、当該自動車の買主が所有者とみなされ、買主が納めます。

自動車を譲渡（移転登録）した場合は、当該年度の自動車税は旧所有者に、翌年度から新所有者に課税されます。

なお、二輪の小型自動車、軽自動車などについては、市町村で軽自動車税が課税されます。

※一定の要件に該当する身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者及び精神障がい者の方については、減免の制度がございます。詳しくは「自動車税・自動車取得税の減免のしおり」をご覧ください。

■納める額

自動車の種別、用途、総排気量などによって税率（年税額）が、次のページの「自動車税年税額一覧表」とおり定められていますが、自動車を新規に登録した場合や自動車を抹消する登録（廃車）をした場合には、月割計算により課税又は減額されます。

●月割計算による課税

$$\text{年税額} \times \frac{\text{登録月の翌月から3月までの月数}}{12} = \text{月割税額}$$

（100円未満の端数金額は切り捨てる）

●月割計算による還付

年税額から、上記の月割計算による課税額を差し引いた金額です。



月割計算による還付・課税の取扱いについて

平成 18 年度分の自動車税から、引越しや車の売買によって現在所有している自動車のナンバーが変わっても、その年度における自動車税の月割計算による還付や新たな課税はなくなりました（新規登録の際の課税や抹消登録の際の還付を除きます。）。

●非課税車等の取扱いについて

なお、法令の規定に基づき自動車税が課税されない所有者等（納税者）から売買等により車を所有した場合は、月割計算による自動車税が課税されます。

また、法令の規定により自動車税が課税されなくなった場合には、前所有者等（納税者）に月割計算による自動車税が還付されます。

※法令の規定に基づき自動車税が課税されないものとは、非課税・課税免除が該当します。

●継続検査・構造等変更検査用の納税証明書について

売買や引越しによって、他都道府県ナンバーに変更されたのち、次年度の自動車税の納期限の前日までの間に車検を受ける場合は、転出前の都道府県が発行した継続検査・構造等変更検査用の納税証明書（所有者変更の場合は、前所有者の納税証明書）が必要となります。

■納める方法

●申告

自動車を新たに所有することとなったり、譲渡・廃車したりした場合は、自動車税事務所に自動車税申告書を提出しなければなりません。

●納税

賦課期日（毎年4月1日）に自動車を所有している人は、4月から翌年3月までの1年分の税金（年額）を府から送付される納税通知書（納付書）で、5月に納めます。

新規登録時の月割計算による課税は、登録手続きの際に自動車税の申告書を提出し、納めます。

●納付書の交付について

自動車税納付書を窓口で交付する際には、登録番号と車台番号の下4桁を確認させていただきます。

自動車税年税額一覧表

(1) 乗用車

種別	税率（年額）	
	営業用	自家用
1ℓ以下	7,500	29,500
1ℓ超 1.5ℓ以下	8,500	34,500
1.5ℓ超 2ℓ以下	9,500	39,500
2ℓ超 2.5ℓ以下	13,800	45,000
2.5ℓ超 3ℓ以下	15,700	51,000
3ℓ超 3.5ℓ以下	17,900	58,000
3.5ℓ超 4ℓ以下	20,500	66,500
4ℓ超 4.5ℓ以下	23,600	76,500
4.5ℓ超 6ℓ以下	27,200	88,000
6ℓ超	40,700	111,000

(注) 電気自動車は総排気量1ℓ以下の税率を適用します。

(注) ロータリーエンジン車については、「単室容積×ローター数×1.5」により算出した数値により総排気量を区分します。

(2) 貨物兼乗用車

（「(7)トラック」のうち最大乗車定員が4名以上であるものについて、総排気量の区分に応じ一定額を加算した税率となります。）

総排気量	加算額	
	営業用	自家用
1ℓ以下	3,700	5,200
1ℓ超 1.5ℓ以下	4,700	6,300
1.5ℓ超	6,300	8,000

(3) バス

種別	税率（年額）			
	営業用		自家用	
	一般乗合用	その他		
乗車定員	30人以下	12,000	26,500	33,000
	30人超 40人以下	14,500	32,000	41,000
	40人超 50人以下	17,500	38,000	49,000
	50人超 60人以下	20,000	44,000	57,000
	60人超 70人以下	22,500	50,500	65,500
	70人超 80人以下	25,500	57,000	74,000
	80人超	29,000	64,000	83,000

(4) 小型三輪車

種別	税率（年額）	
	営業用	自家用
最大積載量1ℓ以下	4,500	6,000
最大積載量1ℓ超	6,800	9,000
けん引車	3,900	5,300

(5) 特種用途車（貨物の積載を主とするものを除く。）

種別	税率（年額）		
	営業用	自家用	
普通自動車	霊きゆう車	10,100	—
	その他	21,700	29,600
小型自動車	9,000	12,200	

(6) キャンピング車（自家用）

総排気量	税率（年額）
1ℓ以下	23,600
1ℓ超 1.5ℓ以下	27,600
1.5ℓ超 2ℓ以下	31,600
2ℓ超 2.5ℓ以下	36,000
2.5ℓ超 3ℓ以下	40,800
3ℓ超 3.5ℓ以下	46,400
3.5ℓ超 4ℓ以下	53,200
4ℓ超 4.5ℓ以下	61,200
4.5ℓ超 6ℓ以下	70,400
6ℓ超	88,800

(7) トラック

（特種用途車で貨物の積載を主とするものを含む。）

○営業用

種別	税率（年額）	
最大積載量 1ℓ以下	6,500	
20ℓ超21ℓ以下	90,600	
21ℓ超	90,600円に最大積載量が21ℓを超える部分1ℓまでごとに4,700円を加算した額	
けん引車 普通自動車	15,100	
けん引車 小型自動車	7,500	
被けん引車 普通自動車	8ℓ以下	7,500
	20ℓ超21ℓ以下	56,900
	21ℓ超	56,900円に最大積載量が21ℓを超える部分1ℓまでごとに3,800円を加算した額
小型自動車	3,900	

○自家用

種別	税率（年額）	
最大積載量 1ℓ以下	8,000	
20ℓ超21ℓ以下	122,400	
21ℓ超	122,400円に最大積載量が21ℓを超える部分1ℓまでごとに6,300円を加算した額	
けん引車 普通自動車	20,600	
けん引車 小型自動車	10,200	
被けん引車 普通自動車	8ℓ以下	10,200
	20ℓ超21ℓ以下	76,500
	21ℓ超	76,500円に最大積載量が21ℓを超える部分1ℓまでごとに5,100円を加算した額
小型自動車	5,300	

■グリーン化税制

平成14年度から、環境に配慮した度合いにより自動車税の負担が異なるグリーン化税制がスタートしています。

●環境負荷の小さい自動車

新車新規登録をされた次表の自動車について、その翌年度の1年間には軽減された税率が適用されます。

	平成22・23年度に自動車を新規登録した場合 (新規登録した翌年度の自動車税が軽減されます)	平成24・25年度に自動車を新規登録した場合 (新規登録した翌年度の自動車税が軽減されます。)		
燃費性能	燃費基準+25%達成車 平成22年度 燃費基準+25%達成車	燃費基準達成車 平成27年度 燃費基準達成車	燃費基準+10%達成車 平成27年度 燃費基準+10%達成車	燃費基準+20%達成車 平成27年度 燃費基準+20%達成車
排ガス性能	自動車検査証の備考欄に次のように記載されます。 ・ガソリン車・LPG車の場合 (平成22年度燃費基準25%向上達成車) ・ディーゼル車の場合 (平成17年度燃費基準25%向上達成車)	自動車検査証の備考欄に次のように記載されます。 ・平成27年度燃費基準達成車 ※JC08モード燃費値が記載されていない場合は、「平成22年度燃費基準25%向上達成車」と記載	自動車検査証の備考欄に次のように記載されます。 ・平成27年度燃費基準10%向上達成車 ※JC08モード燃費値が記載されていない場合は、「平成22年度燃費基準30%向上達成車」と記載	自動車検査証の備考欄に次のように記載されます。 ・平成27年度燃費基準20%向上達成車 ※JC08モード燃費値が記載されていない場合は、「平成22年度燃費基準50%向上達成車」と記載
平成17年排出ガス規制値より75%以上性能のよい自動車 ☆☆☆☆ 低排出ガス車	税率を概ね50%軽減	税率を概ね25%軽減	税率を概ね50%軽減	

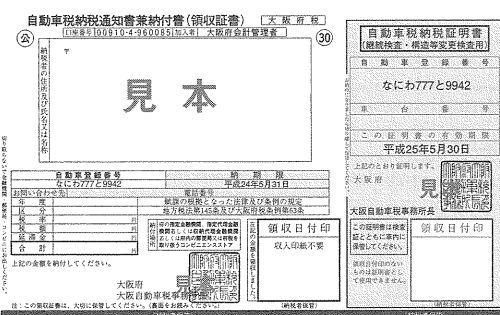
※電気自動車・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車・プラグインハイブリッド自動車については、新規登録した翌年度の自動車税が概ね50%軽減されます。

●環境負荷の大きい自動車

新車新規登録（初度登録）から11年を超えるディーゼル車、及び13年を超えるガソリン車（LPG車を含む）の自動車税率が概ね10%高くなります（一般乗合用バス、被けん引自動車等は除く）。平成24年度分の自動車税について、対象となる自動車は右表のとおりです。

対象自動車	初度登録
ディーゼル車	平成13年3月31日以前
ガソリン・LPG車	平成11年3月31日以前

納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)の利用について



※自動車の継続検査（車検）を受ける場合に必要な納税証明書は、「自動車税納税通知書兼納付書（領収証書）」等と一連の書類となっております。金融機関等の領収日付印の押印のあるものが使用できます。

※なお、納税証明書に

- ・前年度以前に、当該自動車について未納の自動車税がある
 - ・当該自動車の検査有効期限が来年度以降に到来する
- などの記載があるものは、使用できませんので、ご注意ください。

※この証明書は、車検を受ける際に必要となりますので、自動車検査証とともに大切に保管し車検時に運輸支局に呈示してください。

なお、紛失したときなどは、最寄りの府税事務所又は大阪自動車税事務所各分室で再交付を受けてください。再交付の際には登録番号と車台番号の下4桁が必要になります。

※道路運送車両法の改正により、平成22年4月1日から、構造等変更検査の際にも納税証明書が必要になりました。

自動車取得税

■納める人

自動車を取得した人が納めます。

ただし、特殊自動車（ロード・ローラー、ブルドーザーなど）と二輪車にはかかりません。

なお、自動車の売買において、売主がその所有権を留保しているとき（割賦販売の場合）は、当該自動車の買主が取得者とみなされ、買主が納めます。

■納める額

$$\text{自動車の取得価額（課税標準額）} \times \text{税率} = \text{税額}$$

●自動車の取得価額

自動車を取得するためにその対価として支払うべき金額で、自動車に付加して一体となっている物（例えば、ラジオ、ステレオ、カーナビ、エアコンなど）の価額は含まれますが、スペアタイヤ、シートカバー、マット、標準工具などの付属物の価額は含まれません。

ただし、無償で取得した場合や縁故者から格安で買った場合などは、通常取引価額が取得価額となります。

なお、自動車の取得価額が50万円以下の場合、免税となります。

排出ガス性能が良く、一定の燃費基準を満たす自動車等を取得する場合、下表のとおり軽減措置が適用されます。

※新車を取得する場合と、中古車を取得する場合で、異なった軽減措置が適用されますのでご注意ください。

●税率

・営業用自動車・軽自動車……………3% ・自家用自動車……………5%
 次表の自動車を取得した場合は、同表の軽減税率又は控除額が適用されます。

○エコカー減税（新車を取得する場合）

自動車種別	対象となる条件		営業用自動車 及び軽自動車	自家用 自動車
	電気自動車	—		非課税
天然ガス自動車	車両総重量 3.5t以下・12t超	「平成21年排出ガス基準値よりNOx+10%低減達成」	非課税	
	車両総重量 3.5t超12t以下	「平成22年排出ガス基準値よりNOx+10%低減達成」		
プラグイン ハイブリッド自動車	—		非課税	
乗用車	「平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい」かつ「※H27年燃費基準+20%以上達成」 ※JC08モード燃費値を算定していない場合は「H22年燃費基準+50%以上達成」		非課税	
	「平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい」かつ「※H27年燃費基準+10%以上達成」 ※JC08モード燃費値を算定していない場合は「H22年燃費基準+38%以上達成」		0.75%	1.25%
	「平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい」かつ「※H27年燃費基準達成」 ※JC08モード燃費値を算定していない場合は「H22年燃費基準+25%以上達成」		1.5%	2.5%
	「平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい」かつ「※H27年燃費基準+20%以上達成」 ※JC08モード燃費値を算定していない場合は「H22年燃費基準+50%以上達成」		非課税	
	「平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい」かつ「※H27年燃費基準+10%以上達成」 ※JC08モード燃費値を算定していない場合は「H22年燃費基準+38%以上達成」		0.75%	1.25%
	「平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい」かつ「※H27年燃費基準達成」 ※JC08モード燃費値を算定していない場合は「H22年燃費基準+25%以上達成」		1.5%	2.5%
	「平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい」かつ「H27年燃費基準+10%以上達成」		非課税	
	「平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい」かつ「H27年燃費基準+5%以上達成」		0.75%	1.25%
ガソリン自動車 2.5t以下の バス・トラック	「平成17年排出ガス基準値より50%以上性能がよい」かつ「H27年燃費基準+10%以上達成」		非課税	
	「平成17年排出ガス基準値より50%以上性能がよい」かつ「H27年燃費基準+10%以上達成」		0.75%	1.25%
	「平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい」かつ「H27年燃費基準達成」		1.5%	2.5%
	「平成17年排出ガス基準値より50%以上性能がよい」かつ「H27年燃費基準+5%以上達成」		0.75%	1.25%

		対象となる条件		営業自動車 及び軽自動車	家用 自動車
軽油自動車	乗用車	「平成21年排出ガス基準」適合車		非課税	
	車両総重量 2.5t超3.5t以下の バス・トラック	「平成21年排出ガス基準値よりNOx+10%・PM+10%低減達」かつ「H27年燃費基準+10%以上達成」		非課税	
		「平成21年排出ガス基準値よりNOx+10%・PM+10%低減達」かつ「H27年燃費基準+5%以上達成」		0.75%	1.25%
		「平成21年排出ガス基準適合」かつ「H27年燃費基準+10%以上達成」			
		「平成21年排出ガス基準値よりNOx+10%・PM+10%低減達」かつ「H27年燃費基準達成」		1.5%	2.5%
		「平成21年排出ガス基準適合」かつ「H27年燃費基準+5%以上達成」			
	車両総重量 3.5t超12t以下の バス・トラック	「平成22年排出ガス基準値よりNOx+10%・PM+10%低減達」かつ「H27年燃費基準+10%以上達成」		非課税	
		「平成22年排出ガス基準値よりNOx+10%・PM+10%低減達」かつ「H27年燃費基準+5%以上達成」		0.75%	1.25%
		「平成22年排出ガス基準適合」かつ「H27年燃費基準+10%以上達成」			
		「平成22年排出ガス基準値よりNOx+10%・PM+10%低減達」かつ「H27年燃費基準達成」		1.5%	2.5%
		「平成22年排出ガス基準適合」かつ「H27年燃費基準+5%以上達成」			
	車両総重量 12t超の バス・トラック	「平成21年排出ガス基準値よりNOx+10%・PM+10%低減達」かつ「H27年燃費基準+10%以上達成」		非課税	
		「平成21年排出ガス基準値よりNOx+10%・PM+10%低減達」かつ「H27年燃費基準+5%以上達成」		0.75%	1.25%
		「平成21年排出ガス基準適合」かつ「H27年燃費基準+10%以上達成」			
		「平成21年排出ガス基準値よりNOx+10%・PM+10%低減達」かつ「H27年燃費基準達成」		1.5%	2.5%
「平成21年排出ガス基準適合」かつ「H27年燃費基準+5%以上達成」					

○エコカー減税（中古車を取得する場合）

		対象となる条件		営業自動車 及び軽自動車	家用 自動車
電気自動車			—		
天然ガス自動車	車両総重量 3.5t以下・12t超	「平成21年排出ガス基準値よりNOx+10%低減達成」		取得価格から 45万円控除	
	車両総重量 3.5t超12t以下	「平成22年排出ガス基準値よりNOx+10%低減達成」			
プラグイン ハイブリッド自動車			—		
ガソリン自動車	乗用車	「平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい」かつ「※H27年燃費基準+20%以上達成」 ※JC08モード燃費値を算定していない場合は「H22年燃費基準+50%以上達成」		取得価格から 45万円控除	
		「平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい」かつ「※H27年燃費基準+10%以上達成」 ※JC08モード燃費値を算定していない場合は「H22年燃費基準+38%以上達成」		取得価格から 30万円控除	
		「平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい」かつ「※H27年燃費基準達成」 ※JC08モード燃費値を算定していない場合は「H22年燃費基準+25%以上達成」		取得価格から 15万円控除	
	車両総重量 2.5t以下の バス・トラック	「平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい」かつ「※H27年燃費基準+20%以上達成」 ※JC08モード燃費値を算定していない場合は「H22年燃費基準+50%以上達成」		取得価格から 45万円控除	
		「平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい」かつ「※H27年燃費基準+10%以上達成」 ※JC08モード燃費値を算定していない場合は「H22年燃費基準+38%以上達成」		取得価格から 30万円控除	
		「平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい」かつ「※H27年燃費基準達成」 ※JC08モード燃費値を算定していない場合は「H22年燃費基準+25%以上達成」		取得価格から 15万円控除	
	車両総重量 2.5t超3.5t以下の バス・トラック	「平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい」かつ「H27年燃費基準+10%以上達成」		取得価格から45万円控除	
		「平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい」かつ「H27年燃費基準+5%以上達成」		取得価格から 30万円控除	
		「平成17年排出ガス基準値より50%以上性能がよい」かつ「H27年燃費基準+10%以上達成」			
		「平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい」かつ「H27年燃費基準達成」		取得価格から 15万円控除	
「平成17年排出ガス基準値より50%以上性能がよい」かつ「H27年燃費基準+5%以上達成」					

		対象となる条件	営業自動車 及び軽自動車	自家用 自動車
軽油自動車	乗用車	「平成21年排出ガス基準」適合車	取得価格から45万円控除	
	車両総重量 3.5t超12t以下の バス・トラック (ハイブリッドに限る)	「平成22年排出ガス基準値よりNOx+10%・PM+10%低減達」かつ「H27年燃費基準+10%以上達成」	取得価格から45万円控除	
		「平成22年排出ガス基準値よりNOx+10%・PM+10%低減達」かつ「H27年燃費基準+5%以上達成」	取得価格から30万円控除	
		「平成22年排出ガス基準適合」かつ「H27年燃費基準+10%以上達成」	取得価格から15万円控除	
		「平成22年排出ガス基準値よりNOx+10%・PM+10%低減達」かつ「H27年燃費基準達成」	取得価格から15万円控除	
		「平成22年排出ガス基準適合」かつ「H27年燃費基準+5%以上達成」	取得価格から15万円控除	
	車両総重量 12t超の バス・トラック (ハイブリッドに限る)	「平成21年排出ガス基準値よりNOx+10%・PM+10%低減達」かつ「H27年燃費基準+10%以上達成」	取得価格から45万円控除	
		「平成22年排出ガス基準値よりNOx+10%・PM+10%低減達」かつ「H27年燃費基準+5%以上達成」	取得価格から30万円控除	
		「平成22年排出ガス基準適合」かつ「H27年燃費基準+10%以上達成」	取得価格から30万円控除	
		「平成21年排出ガス基準値よりNOx+10%・PM+10%低減達」かつ「H27年燃費基準達成」	取得価格から15万円控除	
「平成21年排出ガス基準適合」かつ「H27年燃費基準+5%以上達成」		取得価格から15万円控除		

○バリアフリー、ASV特例

		対象となる条件	適用期間	営業自動車 及び軽自動車	自家用 自動車
ノンステップバス	道路運送法に規定する「一般乗合旅客自動車運送事業」を営業者が路線定期運行の用に供する自動車で、次のいずれにも該当する総務省令で定めるもの ・乗降口から車いす固定設備までの通路に段がないもの ・「基本方針※1」において、平成32年度までに導入する目標台数が定められた自動車 ・「公共交通移動等円滑化基準」適合車		H24.4.1 ～ H27.3.31	取得価格から1,000万円控除	
リフト付きバス (乗車定員30人以上)	道路運送法に規定する「一般乗合旅客自動車運送事業」を営業者が路線定期運行の用に供する自動車で、次のいずれにも該当する総務省令で定めるもの ・車いす昇降機を備えるもの ・「基本方針※1」において、平成32年度までに導入する目標台数が定められた自動車 ・「公共交通移動等円滑化基準」適合車			取得価格から650万円控除	
リフト付きバス (乗車定員30人未満)	道路運送法に規定する「一般乗合旅客自動車運送事業」を営業者が路線定期運行の用に供する自動車で、次のいずれにも該当する総務省令で定めるもの ・車いす昇降機を備えるもの ・「基本方針※1」において、平成32年度までに導入する目標台数が定められた自動車 ・「公共交通移動等円滑化基準」適合車			取得価格から200万円控除	
ユニバーサル デザインタクシー (UDタクシー)	道路運送法に規定する「一般乗用旅客自動車運送事業」を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次のいずれにも該当する総務省令で定めるもの ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1項」に規定するもの（その構造及び設備が、高齢者、障がい者等の移動上の利便性を特に向上させるもの） ・「基本方針※1」において、平成32年度までに導入する目標台数が定められた自動車 ・「公共交通移動等円滑化基準」適合車 ・国土交通大臣が認めたもの（高齢者、障がい者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたもの）			取得価格から100万円控除	
先進安全自動車 (ASV)	車両総重量8t超22t以下のトラック※2	「平成24年制動装置保安基準適合」かつ総務省令で定めるもの	H24.4.1 ～ H27.3.31	取得価格から350万円控除	
	車両総重量22t超のトラック※2	「平成24年制動装置保安基準適合」かつ総務省令で定めるもの	H24.4.1 ～ H26.10.31		
	車両総重量13t超のけん引自動車				

- ※1 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第3条第1項」に規定する基本方針」
 ※2 けん引自動車・被けん引自動車を除く

自動車の登録についてのお問い合わせは運輸支局まで

平成18年2月から登録手続きに関するヘルプデスクが開設されました。

- ・ 近畿運輸局大阪運輸支局 050-5540-2058
- ・ 同支局なにわ自動車検査登録事務所 050-5540-2059
- ・ 同支局和泉自動車検査登録事務所 050-5540-2060

オペレーター対応は開庁日の8:30から17:15まで。自動音声案内は24時間ご利用になれます。

※近畿運輸局のホームページもご利用ください。 <http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/>

■納める方法

自動車の登録又は使用の届出の際に、自動車税事務所に申告書を提出し、納めます。



自動車税及び自動車取得税のトラブルに注意しましょう

次のような場合には、速やかに正しい手続きを行い、トラブルを防止しましょう。

- 自動車を取得した場合** : 自動車税や自動車取得税の納付を代行者等を通じて行ったときは、必ず領収証書で納付税額を確認しましょう。
- 自動車を譲り受ける場合** : 自動車を友人などから譲り受けるときには、必ず運輸支局で移転登録をしましょう。登録がそのままのときは、前の所有者に自動車税がかかります。
- 自動車を手放す場合** : 自動車を譲渡したり、下取りに出したりするときは、必ず運輸支局で移転又は抹消の登録を行いましょう。登録をそのままにしていると、いつまでも自動車税がかかります。
- 壊れて動かなくなっている自動車を持っている場合** : 一日も早く抹消の登録をしましょう。抹消の登録をすれば、翌月から3月までの月割の税額が減額されます。しかし、抹消の登録を行わなければ、いつまでも自動車税がかかります。車検切れで使用しなくなったときや、解体したときも同じです。



自動車税に関するお問い合わせは「自動車税コールセンター」までお願いします！

ふぜいコール
TEL 0570-020156

- 受付時間 9:00～17:30 (土・日・祝日・年末年始はご利用いただけません)
- ※ お問い合わせいただく際には、自動車の「登録番号」や「車台番号(下4桁)」が必要となる場合がありますので、自動車検査証(車検証)又は自動車税納税通知書をご用意ください。
- ※ PHSやIP電話等でつながらない場合は06-6375-0604までお願いします。

インターネットで自動車税納税通知書等の送付先の変更ができます！

引越などで住所が変わったときは、インターネット(府税のホームページ「府税あらかると」(<http://www.pref.osaka.jp/zei/alacarte/>))で自動車税納税通知書等の送付先の変更手続きができます。住所変更の届出入力には、自動車の「登録番号」や「車台番号(下4桁)」が必要となりますので、自動車検査証(車検証)で確認してください。なお、自動車検査証の住所は、運輸支局で住所変更の登録手続きをしないと変更できません。

自動車税に関する？は大阪府自動車税テレフォンガイドへ！

住所変更や自動車の売却・下取りの場合などの自動車税に関する手続き案内を行っています。自動音声案内は24時間ご利用いただけます。

TEL 06-6939-1387

■納税の窓口

府税は、大阪府内の各府税事務所のほか、府税の収納事務を取り扱う下記の金融機関及びコンビニエンスストアで納めることができます。

- ・ 銀行、商工組合中央金庫の本店又は支店
 - ・ 大阪府内に所在する信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合及びゆうちょ銀行(郵便局)
- 詳しくは府税のホームページ「府税あらかると」の取扱金融機関一覧をご覧ください。

●自動車税のコンビニ収納

自動車税の納税通知書など(コンビニ収納用のバーコードが印刷されたもの)については、以下の全国のコンビニエンスストアで納めることができます。

サークルK、サンクス、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン

お問い合わせ及び手続き先

■自動車税に関するお問い合わせ

(平成24年4月1日現在)

名称	電話	担当区域
自動車税コールセンター	TEL 0570-020156	大阪府内全域

(注)PHSやIP電話等でつながらない場合は06-6375-0604までお願いします。

■大阪自動車税事務所(登録(取得)時の自動車税及び自動車取得税に関するお問い合わせ)

事務所名	電話・ファックス	郵便番号	所在地	担当区域
本所 (注)	TEL 06(6775)1361 FAX 06(6775)1365	543-8511	大阪市天王寺区伶人町2番7号 (大阪府夕陽丘庁舎内)	大阪府内全域(軽自動車に係る自動車取得税を含む)
分室	寝屋川	572-0846	寝屋川市 高宮栄町13番2号	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、 守口市、枚方市、茨木市、八尾市、 寝屋川市、大東市、箕面市、門真市、 摂津市、東大阪市、四條畷市、交野市、 島本町、豊能町、能勢町
	和泉	594-0011	和泉市上代町	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、 泉佐野市、富田林市、河内長野市、 松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、 高石市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、 阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、 太子町、河南町、千早赤阪村
	なにわ	559-0031	大阪市住之江区 南港東3丁目1番14号	大阪市

■府税事務所(減免申請等にかかる自動車税の手続き窓口)

事務所名	電話・ファックス	郵便番号	所在地	担当区域
中央	TEL 06(6941)7951 FAX 06(6942)6151	540-8507	大阪市中央区内本町2丁目1番10号 ※平成25年4月に移転します。	中央区
なにわ北	TEL 06(6362)8611 FAX 06(6362)6760	530-8502	大阪市北区西天満3丁目5番24号	大 阪 市 北 区 、 淀 川 区 、 東 淀 川 区 、 福 島 区 、 此 花 区 、 西 区 、 港 区 、 大 正 区 、 西 淀 川 区 、 都 島 区 、 東 成 区 、 生 野 区 、 旭 区 、 城 東 区 、 鶴 見 区 、 天 王 寺 区 、 浪 速 区 、 阿 倍 野 区 、 住 之 江 区 、 住 吉 区 、 東 住 吉 区 、 平 野 区 、 西 成 区
なにわ西	TEL 06(6581)1221 FAX 06(6581)9543	550-8505	大阪市西区本田1丁目6番16号 ※平成25年4月に中央に統合します。	
なにわ東	TEL 06(6934)3451 FAX 06(6932)1757	536-8501	大阪市城東区中央3丁目5番20号 ※平成25年4月に中央に統合します。	
なにわ南 (注)	TEL 06(6775)1361 FAX 06(6775)1362	543-8533	大阪市天王寺区伶人町2番7号 (大阪府夕陽丘庁舎内)	
三島	TEL 072(627)1121 FAX 072(623)6344	567-8515	茨木市中穂積1丁目3番43号 (三島府民センタービル内)	
豊能	TEL 072(752)4111 FAX 072(753)5882	563-8588	池田市城南1丁目1番1号 (池田・府市合同庁舎内)	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
泉北	TEL 072(238)7221 FAX 072(222)6536	590-8558	堺市堺区中安井町3丁4番1号	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
泉南	TEL 072(439)3601 FAX 072(423)1962	596-8520	岸和田市野田町3丁目13番2号 (泉南府民センタービル内)	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、 阪南市、熊取町、田尻町、岬町
南河内	TEL 0721(25)1131 FAX 0721(25)2192	584-8531	富田林市寿町2丁目6番1号 (南河内府民センタービル内)	富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、 大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
中河内	TEL 06(6789)1221 FAX 06(6789)7442	577-8509	東大阪市御厨栄町4丁目1番16号	八尾市、松原市、柏原市、東大阪市
北河内	TEL 072(844)1331 FAX 072(846)3988	573-8501	枚方市大垣内町2丁目15番1号 (北河内府民センタービル内)	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、 門真市、四條畷市、交野市

(注)大阪自動車税事務所及びなにわ南府税事務所は平成24年4月1日に移転しました。

■事務所統合のお知らせ

平成25年4月から中央・なにわ西・なにわ東府税事務所を統合し、「中央府税事務所」として大阪府新別館(中央区大手前)に設置します。4月以降、事務所へお越しの際はお間違えないようご注意ください。

※詳細については、決まり次第ホームページなどでお知らせします。

■本庁

名称	電話・ファックス	郵便番号	所在地
税務室 ・税政課 ・徴税対策課	TEL 06(6210)9131 FAX 06(6210)9933	559-8555	大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎18階

★上記お問い合わせ先のファックス番号は、お問い合わせ専用です。申請書・申告書等は受け付けられませんので、ご注意ください。



大阪府

総務部税務室徴税対策課 平成24年6月発行

(府税のホームページ「府税あらかると」<http://www.pref.osaka.jp/zei/alacarte/>)

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎18階/TEL06-6210-9131/FAX06-6210-9933

この冊子は10,700部作成し、一部あたりの単価は5円です。